The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	根源的法助動詞の談話指向性
Author(s)	柏本, 吉章
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 1983, 17, p. 5-18
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47788
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

根源的法助動詞の談話指向性

柏　本　吉　章

1. はじめに

本論は、英語の根源的法助動詞（root modal）の意味機能を再検討し、それがこれまで論じられているような文の命題の中だけに収まるものではなく、むしろ、談話（discourse）の話者・聴者関係の中で重要な働きをすることを明らかにしようとするものである。

法助動詞の体系の中で、根源的法助動詞と対立するのが、認識的法助動詞（epistemic modal）である。二種の法助動詞は、常に互いに対照されながら、その性格が明らかにされてきた。次の例文と言い換えは、LEECH (1971) による。

(1) a. You may smoke in this room. （根源的）
("You are permitted 〔by me〕 to smoke in this room.")
b. Careful, that gun may be loaded. （認識的）
("It is possible that it is loaded.")

(2) a. You must be back by ten o'clock. （根源的）
("You are obliged 〔by me〕 to be back by ten o'clock.")
b. He must be working late at the office. （認識的）
("It is necessarily the case that he is working late at the office.")

根源的法助動詞は、統語上、意味上の様々な点において、認識的法助動詞

とは異なる性質を示す。その中で、われわれが注目したいのは、特に文の命題との関係における、両者の意味様相の違いである。

認識的法助動詞の表わす意味は、命題の真偽に関する話者の評価である。具体的には、命題の可能性（may の場合）又は必然性（must の場合）である。それは、命題の中味とは直接関わらない、命題の外側の意味要素とされる。これに対し、本論で扱う根源的法助動詞は、命題内の一要素である文の主語に与えられる許可や義務を表わし、従って法助動詞の意味自体も、文の命題内容の一部であると考えられている。

HALLIDAY（1970）も、根源的法助動詞に関して同様の観察をし、それが表わす許可や義務の意味は、やはり命題（HALLIDAY の用語では“thesis”）の一部であると論じている。そして、根源的法助動詞の表わすものは、厳密な意味で“modality”（法性）ではなく、“quasi-modality”（疑似法性）であると論じる。彼は、これに、“modulation” という別の呼び名をつけて modality と区別している。(1) 確かに、その意味が、命題という客観的なものの一部であるとすると、根源的法助動詞には、法性表現としての資格はないことになる。

しかし、根源的法助動詞が持つ意味は、本当に文の命題の中だけに収まるものと考えてよいのであろうか。実際の例を検討してゆくと、may や must が表わす許可や義務が、必ずしも文の主語とは結びつかず、むしろ文を離れて談話の中で、聴者や話者と結びついていると思われる場合が出てくる。そこでは、法助動詞の意味は、明らかに文の命題からはみ出している。以下本論では、根源的法助動詞を含む様々な文を、特に談話の中で分析することによって、その命題の外での意味についてもう一度考え直したい。

なお、本論では、議論を may と must だけに限ることにし、can は扱わないことにする。can と may の性質の違いについては、LEECH（1971）でも論じられているが、(2) 特に、機能的な面において、can は have to 等の疑似法助動詞（quasi-modal）に近いものと考えられ、ここでは may, must

と区別することにする。

2. 根源的法助動詞と主語

本節では、根源的法助動詞と文の主語との結びつきを検討することになるが、そのためには、「指向性」(orientation) という概念を用いるのが便利である。「指向性」という概念は、JACKENDOFF (1972) が副詞の性格づけに際して用いたものである。彼は、話者指向副詞 (speaker-oriented adverb) と主語指向副詞 (subject-oriented adverb) という二種類の副詞を区別している。

話者指向とは、副詞が文の命題に対する話者の心的態度を表わす場合を言う。一方、主語指向とは、副詞が文の主語についての事実を表わす場合を言う。次の文副詞は話者指向である。

(3) a. Happily Mary won the first prize in the contest.

(= I am happy that Mary won the first prize in the contest.)

b. Probably Tom will stay with us for a month.

(= It is probable that Tom will stay with us for a month.)

話者指向副詞は、"I am *Adj.* 〔in saying〕 that *P.*" あるいは "It is *Adj.* 〔to me〕 that *P.*") といった話者の心態、判断を表わす言い換えが可能である。主語指向の例には、次のような様態の副詞がある。

(4) a. Jane kindly helped me with the work.

(= It was kind of Jane to help me with the work.)

b. The student carefully answered the questions.

(= The student was careful in answering the questions.)

主語指向副詞の場合には、形容詞を用いた言い換えにおいて、その形容詞は、文の主語と結びつく。

このような副詞の指向性という概念を基にして、法助動詞についても、

その指向性が論じられている。[3] 認識的法助動詞は、文の命題の真偽に関する話者の判断を表わすというその機能から、話者指向的とされる。そして、(1)のように、話者指向副詞同様の言い換えが可能である。一方、根源的法助動詞の方は、通常、文の主語に与えられる許可や義務を表わすことから、主語指向的とされる。[4] (1)の LEECH の言い換えにおいても、許可や義務の意味が文の主語と結びついている。しかし、この言い換えは、may や must の一般的意味を記述したものにすぎず、これらの文を実際の文脈の中でとらえた場合には、適切でないこともある。

根源的法助動詞を主語指向と分析する証拠の一つとされる現象に、受動化による文意の変化がある。

(5) a. John must kiss Mary. （根源的）

≠b. Mary must be kissed by John.

(6) a. John must have kissed Mary. （認識的）

＝b. Mary must have been kissed by John.

（5a）は、義務が John の側にあることを表わしているのに対し、これを受動態にした（5b）では、義務は Mary の側にあることになる。受動化によって文の主語が変わると、義務の受け手も変わるのである。そして、これは、根源的 must が主語指向であることを裏付けている。同じような受動化による文意の変化が、主語指向副詞の場合にも見られる。

(7) a. The doctor cleverly has examined John.

≠b. John cleverly has been examined by the doctor.

〔JACKENDOFF (1972)〕

一方、(6)の認識的 must を含む文では、受動化で主語が変わっても文意は変わらない。この場合、must は文の主語ではなく、話者を指向しているからである。

ところで、この受動化に関する議論には、有名な例外がある。

(8) a. Visitors may pick flowers. (根源的)

＝b. Flowers may be picked by visitors.

〔Ibid.〕

(8a) で許可を与えられるのは、もちろん“visitors”である。そして、(8b) のようにこれを受動態にして、主語が“flowers”になっても、許可を受けるのは、やはり“visitors”である。従って、この場合には、法助動詞 may は、主語指向になっていないことになる。しかし、これは、文が受動態で、主語が無生（inanimate）の時の特例であるとされている。そして、ここでは、根源的法助動詞は、無生の主語に代わって、主動詞が表わす事態の有生の動作主を指向している。

そこで、次の例を検討してみよう。

(9) Mr. Jordan turned to the trembling Escort, “This man must be put back into his body at once,” he ordered sharply.

— Heaven

これは次のような場面である。交通事故で重傷を負ったがまだ息のある男を、天国の案内人（Escort）が誤って天国へ送ろうとする。そこで、その誤りに気づいた天国の支配人（Mr. Jordan）がすぐに男を元の身体にもどすようにと命じているのである。ここでは、must は、order という伝達動詞が示す通り、義務というよりは命令を表わしている。そして、その命令は、当然のことながら、文の主語（“this man”）が指す男ではなく、Escort に向けられている。この文も（8b）と同様、受動文であり、その中で Escort は、表面上には表われていないが、動作主となっている。

(10) This man must be put back into his body〔by you〕at once.

(9)においても、文の主語は、ある意味で無生であり、そのために、命令は動作主の方に向くことになる。

ここで一つの仮説が考えられる。それは、根源的 may や must が指向

するのは、文の主語というよりは、主語になっているものも含めて事態の動作主ではないかということである。しかし、これには、すぐに（5 b）が反例になることがわかる。（5 b）で、Mary は明らかに事態の動作主ではない。しかし、ここでも、Mary は、「キスされる」という事態に対して、何らかの形でそれをコントロールできる立場になければならない。

そこで、(5)、(8)、(9)の観察を整理すると、次のようなことが言えるであろう。根源的法助動詞 may、must は、その指向先として、主動詞が表わす事態の動作主、もしくは、もっと広い意味で、その事態をコントロールできる者を要求する。これは、見方を変えると、人が誰かに許可や義務を与える時の予備条件（preparatory condition）[(5)] であるとも考えられる。ただし、文中でこのような要素が最もよく現われるのは、文の主語としてであり、それが根源的法助動詞の主語指向という基本的性向につながっている。

ここで、(9)の例に関して、もう一つ注意しておかなければならないことがある。それは、(9)において、must が指向している事態の動作主が、同時に談話の聴者であるということである。先述の通り、(9)で、Mr. Jordan の発言は、命令という一種の発話行為を遂行している。そして、その命令は、当然、第三者ではなく、目の前にいる談話の聴者に向うものである。このように must の意味を発話行為的にとらえると、それは、文の命題を離れて、談話の聴者を指向しているとも言えるのではないだろうか。

以下では、根源的法助動詞のこのような談話の中での指向性に焦点を当てることにする。

3. 遂行的用法

根源的法助動詞は、特に二人称主語をとる場合、遂行動詞に非常によく似た働きをすることが知られている。

(11) a. You may drink a little from today.

b. You must do your homework at once.

(12) Here! You may nurse it〔a baby〕a bit, if you like! — Alice

(13) "Your Majesty must excuse her," the Red Queen said to Alice, taking one of the White Queen's hands in her own. — Glass

(14) "If you've the least suspicion of anyone, tell it to us now."

"But I haven't." Her voice rose in a wail. "You must believe me." — Mirror

例えば、医者が患者に（11a）のように言う場合、飲酒の許可は、医者がこの文を発話することによって成立する。すなわち、その発話の発語内行為（illocutionary act）として、許可の行為が遂行される。（11b）における命令行為の遂行も同様である。（11a、b）は、次の（15a、b）の遂行文とほぼ同じ機能を持っていると言える。

(15) a. I permit you to drink a little from today.

b. I order you to do your homework at once.

(12)－(14)の例における、may、must を含む発話に関しても、同じような発話行為の遂行が見られる。(13)の "Your Majesty" という主語も、一種の二人称の代用表現である。又、(13)、(14)の must は、命令というよりは、むしろ懇願を表わしていると言えるが、発話によってその行為が成立することに変りはない。そして、これらの遂行的用法において、根源的 may、must は、談話の聴者を指向していると言える。

ところで、このように根源的法助動詞が遂行性を持つためには、必ず主語が二人称でなければならないということはない。次のような三人称の文は、適切な談話の中でとらえると、遂行文として機能する。

(16) Residents may use the car park without a ticket.

〔LEECH (1971)〕

これは、例えば団地の管理人の発言あるいは契約書などに書かれている文

と考えられるが、この場合、聞き手（読み手）が団地の住人である時は、その場でその人にとって駐車の許可が成立する。そして、住人以外の人が聞く（あるいは読む）場合には、許可は成立しない。こう考えると、“residents”という主語は、ある意味で二人称 you の代用であり、その聴者を限定しているとも言える。

前節の例文（8a）もこれとよく似た例である。

（8a） Visitors may pick flowers.

これもやはり、公園の案内人あるいは案内板などが、目の前にいる客に向って許可を与える文となりうる。そこでは、“visitors”という主語は、文法的には三人称であるが、談話の中でそれが指すものは、第三者ではなく、聴者である。

このように、⑯や⑻における may は、文の主語を指向しているととらえることができると同時に、談話の聴者を指向しているととらえることもできる。

次の例文も二人称主語ではないが、意味は遂行的である。

⒄ “Well, it〔Chesire Cat〕must be removed,” said the King very decidedly〔to Alice〕. — Alice

「その猫をつまみ出せ。」と、王様が Alice に向って命令している。 must は、やはり遂行的に用いられている。そして、ここでは、must は、文の主語ではなく、事態の潜在的動作主として存在する聴者を指向している。

以上のように、根源的 may や must は、遂行的に用いられる場合、聴者指向と呼べる性質を持っている。そして、その聴者は、典型的には、文の二人称主語となり、又、⒄のように、受動態の動作主として潜在することもある。

次節では、このような根源的法助動詞の指向先が、文の表面には全く表われてこない場合を取り上げ、その談話の中での指向性が、典型的な遂行

的用法以外においても、重要であることを論じる。

4. 談話指向性

次の例は、村木他（1978）にあがっているものであるが、法助動詞の指向性という観点から見ると、非常に興味深い。

(18) Your baby may lie here.[6]

(18)を赤ん坊に対する許可と考える人はいないであろう。これは、明らかにこの発話の聴者である赤ん坊の親に対しての許可である。そして、そのことは、文中では、your という所有格が表わしているだけである。こうなると、may の意味やその指向性を、文の命題の中だけで理解するのは非常に困難である。むしろ、may が文の命題を離れて持っている聴者指向性というものを考えねばならない。

次の例は、さらに複雑である。この中で must は、誰の義務を表わしているのか。

(19) Joan mustn't be involved in any funny business, mustn't even know that there was any funny business. — Cat

場面は次の通りである。中東のある国でクーデターで国を追われそうになっている王子が、親友の英国人に宝物のダイヤモンドを託す。頼まれたこの英国人は、ちょうどその国に来ていた妹（Joan）の荷物に隠して、そのダイヤを国外へ脱出させようとする。しかし、気の弱い妹には、そのことは黙っておいた方がよさそうである。このような場面での、その英国人（Joan の兄）のことばである。

ここでは、mustn't が文の主語 Joan に対する義務でないことは明らかである。特に後半の“know”（「知っている」）という状態は、Joan 自身が意図的に左右できるものではないので、それを禁止することは考えられない。ここは、むしろ、「Joan を（事件に）巻き込んではいけない」、「Joan に

（事件のことを）知らせてはいけない」という、話者の自分自身に対する戒めである。ここでは、根源的 must は、談話（この場合は独り言）の中で話者自身を指向している。

⒆の前半の“be involved”という事態に関しては、前出の例（(8b)、(9)）と同様に、受動表現であり、深層の主語としての話者の存在が考えられる。しかし、後半の know を含む文については、must が指向する話者は、文の表面はもちろん、その文が表わす命題の主題関係の中にも、全く表われない。この場合もやはり、must の持つ談話の中での指向性によって説明されなければならない。

次の例においても、must の指向先を命題の中に求めるのは不可能である。

⒇ Into the water left in the kettle he put several things〔治療器具〕 he unwrapped from a handkerchief.

“Those must boil,” he said. — Camp

“those”という主語が指すのは、治療器具という無生の物であり、義務の受け手にはなりえない。must は、その道具を“boil”する話者の義務を表わしているのである。この医者の発言は、例えば、“I must boil those.”と言い換えることができる。しかし、ここでも、must の指向する話者は、元の文の命題の中には含まれていない。

根源的 must は、時として、there is 構文とも共起する。

(21) Miss Bulstrode wondered if Chaddy would want to retire when she herself did. Probably not. Probably, to her, the school was home. She would continue, faithful and reliable, to buttress up Miss Bulstrode's successor.

Because Miss Bulstrode had made up her mind—a successor there must be. — Cat

(22) Remember, comrades, there must be no alteration in our plans : they shall be carried out to the day. — Animal

(21)で、“there is a successor”という命題が表わす事態には、当然動作主は存在しない。では、この must は、誰の義務を表わしているのか。ここでは、そのような事態を作り出すことのできる力を持つ話者自身の役割を問題にしているのである。これは、「(私が)後継者を作らなければいけない」という話者自身の決意表明である。

(22)も同様で、「われわれは、計画を少しも変更してはならない」という話者及び聴衆の義務を伝えている。そして、この(21)、(22)においても、must の指向先は、命題を出て、談話の中でしかとらえることができない。

(23)は、特殊な聴者指向の例である。

(23) Shaista would be ready at anytime from eleven-thirty onward on Sunday morning, she said. The girl must be back at the school by 8 p.m. — Cat

(23)は、全寮制の女学校の校長が、生徒(Shaista)の外出について、電話で保護者と打合せをしている場面である。ここでは、must を含む文の主語が指す少女は、帰宅時間に関して、自分でコントロールできるとも考えられる。しかし、実際には、それを左右するのは、むしろ彼女自身ではなく、彼女を連れ出す保護者の方である。そして、校長のことばも、「お嬢さんは、8時までに帰して下さい。」という保護者への依頼である。must は、やはり談話の聴者(=保護者)を指向している。

(18)から(23)の例を通じて、根源的法助動詞に次のような指向の特性が見られる。根源的法助動詞は、いずれの例においても、主動詞が表わす事態を何らかの形で支配できる談話の聴者もしくは話者を指向している。われわれは、根源的法助動詞のこのような性質を、その談話指向性(discourse orientation)ととらえることにする。

談話の中での指向先となる聴者や話者は、本節で見た例のように、文の命題とは全く別個に存在する場合と、前節の遂行的用法のように、同時に、主語等として文の中に顕在する場合がある。後者に関して、聴者指向の典型としての遂行的用法に対して、話者指向の特徴を持つものとして、say、tell、admit 等の発言動詞と共に用いられる may、must がある。

(24) I did not, I may say, observe anything of the kind myself.
— Mirror

(25) I must say she took it all pretty quietly. — Camp

(26) It's a nice view, I must admit. — Mirror

このような、文中に明示的に表われた話者・聴者への指向も含めて、根源的法助動詞の談話指向性は、法助動詞の本質的機能にも関わる重要な特性である。

「談話指向」という概念は、元々 PALMER (1974) が用いたものである。しかし、われわれは、それを PALMER とは全く違った意味で用いている。彼は、may や must が表わす許可や義務の出どころとしての話者や聴者に注目している。[7] (聴者は、"May I . . . . ?" という疑問文の時のみ関係する。) それは、許可や義務を与える話者や聴者の「権威」(authority) の問題とも関係する。又、LYONS (1977) が、義務的法性 (deontic modality) に関して言う "subjectivity"[8] という概念も、やはり、義務や許可の与え手としての話者の働きを問題にする。

これに対し、本論で言う「談話指向」は、これまで論じた通り、許可や義務の受け手あるいはゴール (goal) としての談話の聴者・話者をとらえたものであり、このような分析は、これまでのところあまりなされていない。

5. 結　び

ここまでの根源的 may と must の指向性についての考察を整理すると、

根源的法助動詞に関して、次の二つの性格が浮び上ってくる。

まず第一に、根源的法助動詞は、それが表わす許可や義務の成立のための予備条件として、主動詞が表わす事態を何らかの意味でコントロールできる「支配者」の存在を要求する。根源的法助動詞が、その指向先として求める事態の支配者は、多くの場合、動作主などとして文の中に存在し、さらに、その大部分が文の主語となっている。

一方、前節で見たように、このような事態の支配者が、文の主語になっていないばかりでなく、文の表面、あるいは文が表わす命題の中だけでは、全くわからない場合がある。そこでは、may や must は、文の命題を離れて、その事態を支配する談話の聴者もしくは話者を指向する。又、根源的法助動詞が指向する事態の支配者が、文中に顕在している場合にも、それが同時に聴者又は話者である場合が多い。

根源的法助動詞のこの第二の性格、談話指向性は、これまで見過されがちであったが、むしろ、根源的法助動詞の本質的性格とも考えられるものである。そして、それは、法性表現としての根源的法助動詞を考える際に特に重要である。

これまで、根源的法助動詞は、特に認識的法助動詞との対比において、その命題内の意味のみが強調されてきた。しかし、本論で論じた通り、根源的法助動詞の意味は、決して文の命題の中だけで機能するものではなく、むしろ、命題的意味を超えた、談話の話者・聴者との関係の中で重要な機能を持っている。そして、この談話の中での意味が、根源的法助動詞に、法性表現としての資格を与えることになる。

注

(1) Halliday (1970), pp.336−8.

(2) Leech (1971), p.70, p.75.

(3) Ōta (1972), Palmer (1974), 荒木 (1977)。

(4) PALMER では、 may や must が表わす許可や義務の出どころとしての指向性が論じられているが、本論では、むしろ、許可や義務の受け手を問題にする。
(5) SEARLE (1975) の概念による。
(6) 村木他 (1978), p.168, n.1.
(7) PALMER (1974), pp.100 –102.
(8) LYONS (1977), p.739.

Alice : L. Carrol, *Alice's Adventures in Wonderland*
Animal : G. Orwell, *Animal Farm*
Camp : E. Hemingway, *Indian Camp*
Cat : A. Christie, *Cat Among the Pigeons*
Glass : L. Carrol, *Through the Looking Glass*
Heaven : L. Fleischer, *Heaven Can Wait*
Mirror : A. Christie, *The Mirror Cracked From Side To Side*

《主要参考文献》

荒木一雄、小野経男、中野弘三：『助動詞』、研究社、1977。
村木正武、斎藤興雄：『意味論』、研究社、1978。

HALLIDAY, M. A. K. : "Functional Diversity in Language As Seen from a Consideration of Modality and Mood in English," *Foundations of Language*, Vol. 6, No. 3, 1970.

JACKENDOFF, R. S.: *Semantic Interpretation in Generative Grammar*, M. I. T. Press, 1972.

LEECH, G. N. : *Meaning and the English Verb*, Longman, 1971.

LYONS, J. : *Semantics II*, Cambrige University Press, 1977.

ŌTA, A. : "Modals and Some Semi-Auxiliaries in English,"*The ELEC Publications*, Vol. 9, 1972.

PALMER, F. R. : *The English Verb*, Longman, 1974.

———— :*Modality and the English Modals*, Longman, 1979.

SEARLE, J. R. : "Indirect Speech Acts," *Syntax and Semantics, Vol. 3, Speech Acts*, Academic Press, 1975.